

浜長保険センター安全だより

令和 2 年 7 月 15 日

浜長保険センター 第 44 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



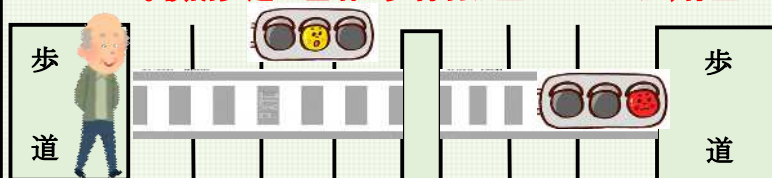
新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいる最中、局地的なゲリラ豪雨による川の氾濫、土砂崩れなどにより各地で甚大な被害が発生しました。専門家によると、過去、経験したことがない異常気象は、今後も続くだろうと予測されています。小暑を過ぎ、夏本番を迎えます。皆策にはお元氣でご活躍のことと思います。



歩行者は車両に比べると交通弱者であります。交通ルールでは、歩行者保護について、様々な内容で定められています。

横断歩道における歩行者の優先通行は、典型的な例であります。その他、コンビニ、病院、ガソリンスタンドに入るとき、歩道があれば、歩道の直前で停止する義務があります。また、信号のない交差点で横断歩道がなくても、歩行者が横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。歩行者保護の規定について、詳しく説明します。

Q 片側三車線の道路に横断歩道があり、歩行者側の信号は赤点滅、車道側の信号は黄点滅となっている。横断歩道の左端に歩行者が立っていたが、停止せずその前を通過した。違反になるのか？



A 横断歩道の左端に歩行者が車道側を向いて立っていれば、これから横断しようとする状態であり、車両は一時停止する義務があります。横断歩行者妨害違反に該当することになります。

Q 横断していないのに停止する義務があるのか？

A 交通ルールには、「横断歩道等における歩行者等の優先」(道交法第 38 条)が定められています。「横断歩道等を通ずる際、進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。」と「横断歩道等に接近する車両等の義務」があります。次に「進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。」と「一時停止、通行を妨げない義務」があります。

一時停止の義務は、現に横断中の歩行者等だけでなく、これから横断しようとする歩行者等があるときも一時停止の義務があります。歩行者等とは、歩行者と自転車を言います。

Q 歩行者側の信号が赤色点滅は、どういう意味か？

A 信号灯火の色は、交通ルール(道路交通法施行令第 2 条)にその意味が定められています。赤色の灯火の点滅は、「歩行者は、他の交通に注意して進行することができる。」と定められていますので交通ルール上、交通の安全を確認して通行することができます。

Q 自動車側の信号が黄色点滅であれば、通行しても良いのではないのか？

A 黄色の灯火の点滅は、「歩行者及び車両等は、他の交通に注意して進行することができる」と規定しています。どちらも通行できますが、歩行者等の優先通行が適用され停止義務があります。

